

登下校の安全

今年度は、248人の子どもたちが小学校に入学しました。2カ月が経ち小学校生活にも慣れ、元気いっぱい過ごしている姿は、何とも愛らしいものです。

さて、そのような幼い子どもが被害者となる事件が後を絶たないことは、たいへん悲しいことです。

学校では、集団登下校、教職員や保護者による見守り、通学路の安全点検、不審者情報の共有などが行われています。また、安全マップの作成や警察署による誘拐被害防止教室を通じ、子どもたちの危険予測・回避能力を向上させる取り組みなどが行われ、小学生については、助けを求める一つの方法として防犯ブザーを携帯しています。

地域では、警察によるパトロール活動のほか、子ども一〇番連絡所など避難場所としての協力、青色回転灯装備車によるパトロール活動、そして、さまざまな団体・個人の皆さんのボランティアによる見守り活動が行われています。

こうした地域での温かい見守りが子どもの安全確保に大きな力となります。子どもの登下校時間帯に合わせての散歩や庭掃除、「おはよう」「おかえり」などの声かけをしましょう。

また、保護者からお子さんへ、交通安全とともに、「知らない人にはついて行かない」「何かあったら大声で助けを呼ぶこと」など防犯の観点を加えて、繰り返し指導しましょう。

■問い合わせ 学校教育課指導係 (☎090801)

介護保険料の特別徴収制度について

従来から、介護保険料特別徴収（年金天引き）の人の保険料は、4月・6月・8月分の3回分を仮徴収として前年度の2月分と同じ額を徴収し、10月・12月・2月分の本徴収と合計して年額保険料になるように調整しています。

【表①】各期ごとの徴収額の推移

前年度の2月と同じ額			保険料改定分を含む額		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

※仮徴収と本徴収との金額に格差がある場合は、8月以降で調整します。

このため、今回の保険料改定分についても本徴収で調整することになります。（表①）

ただし、仮徴収と本徴収の金額に格差がある場合は、8月から2月分までの保険料で調整しますので、ご理解をお願いします。

（制度の改正）

平成18年4月から、次のとおり制度が改正されました。

① 年度途中で65歳になった人や他市町村から転入した人などについても、年度途中から特別徴収へ切り替えられることになりました。

② 平成18年10月分の年金から、これまで特別徴収の対象外であった遺族年金・障害年金も特別徴収の対象となります。

■問い合わせ 税務課市民税係 (☎0214)

新しく下水道が使用できる区域 高倉町田井肉谷地区の一部

接続はお早めに



6月15日から新たに高倉町田井肉谷地区の一部で公共下水道が使用できるようになりました。

この地区の皆さんは、すみやかにトイレ等の水洗化工事をお願いします。なお、分担金は平成19年度に賦課されます。

また、すでに下水道が使用できる区域で未接続の人は、早めに（3年以内）下水道への接続をお願いします。

■問い合わせ

下水道課管理係 (☎27060)



全日本クラブ女子ソフトボール選手権大会 7月28日～30日

第27回全日本クラブ女子ソフトボール選手権大会を7月28日(金)～30日(日)に、神原スポーツ公園と、なりわ運動公園の会場で開催します。

同大会は、全国9ブロックの厳しい予選会を勝ち抜いた24チームにより、全国女子ソフトボールクラブの頂点を目指します。岡山県からは、平林金属女子ソフトボールクラブと三菱化学クラブの出場が決定しています。

女子ソフトボール競技の、はつらつとしたプレーの数々や高い技術力、チームワークを生かした好プレーをぜひ、ご観戦ください。

■問い合わせ 社会教育課スポーツ振興係 (TEL)④9086

中国文化交流フェスティバル2006

中国江西省 雑技団公演の 観覧者募集



この夏、岡山県と友好提携している中国江西省から中国国内でも屈指の技術を誇る江西省雑技団が高梁にやってきます。思わず目を見張るようなアクロバットの数々!!

どうぞご期待ください。

- とき 8月26日(土) 18:00～(開場17:00) [予定]
- ところ 総合文化会館
- 入場料 無料ですが、入場整理券が必要です。

観覧を希望される人は以下の要領で応募ください。

- 応募方法 必ず往復はがきで応募ください。
「往信裏面」に①住所 ②名前 ③電話番号
「返信表面」に申込者宛先をご記入ください。
- 応募先 〒716-8501 (住所不要)
高梁市企画課内「中国文化交流フェスティバル」
観覧希望係
- 応募締切 8月4日(金)必着

※応募多数の場合は、締め切り後、抽選により1枚につき1人がご入場いただける入場整理券(返信はがき)を郵送します。

■問い合わせ 高梁市国際交流協議会事務局
(企画課内TEL)②0209

住宅用 火災警報器

いよいよ

6月1日から

新築住宅への 設置義務化



住宅火災による犠牲者を減らすために、消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が6月1日から義務付けられることになりました。

なお、既存住宅への設置は
平成23年6月1日からになります。

対象となる住宅は？

- 1 戸建住宅や店舗併用住宅(住宅部分)
- 2 共同住宅(消防法令や特例基準により自動火災報知設備の設置が義務付けられない建物)

どこにつけるの？

- 1 寝室はすべて
- 2 寝室が2階にあれば2階の階段にも
- 3 寝室が1階(避難階)だけで3階に居室があれば、3階の階段にも
- 4 居室(7平方メートル以上)が5室以上ある階(寝室がない階)の廊下にも

※共同住宅などの共用部分は除かれます。

悪質な訪問販売にご注意！ (不適正な価格・無理強い販売など)

住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として不適正な価格(市場価格を超える高額な価格)による販売を行う業者にご注意ください。

(火災警報器は、クーリングオフの対象です)

消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいますが、消防署員が売り歩くことはありません。また、特定の業者に委託することはありません。

■問い合わせ
消防本部警防課予防係 (TEL)②0124